



平成 27 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社三洋堂ホールディングス
 代 表 者 名 代表取締役最高経営責任者兼 加藤 和裕
 最 高 執 行 役 員
 (東証 J A S D A Q コード番号: 3 0 5 8)
 問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 伊 藤 勇
 人 事 総 務 部 長
 (TEL: 0 5 2 - 8 7 1 - 3 4 3 4)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 22 日開催予定の第 38 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 事業内容の多様化及び今後の事業展開に備え、現行定款第 2 条に目的事項の追加をし、併せて所要の変更を行うものであります。
- (2) 株主総会の柔軟な運用を可能とするため、株主総会の招集権者及び議長を取締役会があらかじめ定めた取締役にするための所要の変更を行うものであります。
- (3) 機動的な資本政策及び配当政策を行えるよう、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができる旨の規定を新設し、併せて同条規定の一部と内容が重複する規定を削除するものであります。
 また、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、下記のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことならびに次の事業を営む会社その他の法人等の株式または持分を所有することにより、当該法人等の経営管理およびこれに附帯するまたは関連する業務を行うことを目的とする。 (1) (条文省略)	(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことならびに次の事業を営む会社その他の法人等の株式または持分を所有することにより、当該法人等の経営管理およびこれに附帯するまたは関連する業務を行うことを目的とする。 (1) (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(2) 文房具、事務用品、化粧品、食品、酒類、煙草、玩具、楽器および日用雑貨、衣料品、装飾雑貨、装身具、貴金属、美術工芸品、皮革製品、医薬品、医薬部外品、コンピュータのソフトウェアおよびコンピュータ機器ならびにその周辺機器の企画、開発、製造・制作、レンタル、リース、卸販売、販売、輸出入ならびに保守サービス</p>	<p>(2) 文房具、事務用品、化粧品、食品、酒類、煙草、玩具、楽器、<u>エクステリア製品、スポーツ用品、自動車用品、家具、</u>日用雑貨、衣料品、装飾雑貨、装身具、<u>時計、カメラ、</u>貴金属、美術工芸品、皮革製品、<u>医療機器、</u>医薬品、医薬部外品、コンピュータのソフトウェアおよびコンピュータ機器ならびにその周辺機器の企画、開発、製造・制作、レンタル、リース、卸販売、販売、輸出入ならびに保守サービス</p>
<p>(3) 出版業、広告業、通信販売業、写真業、印刷・複写業、クリーニング業、棚卸業、理容・美容業、宅配業、貨物運送取扱業、運転代行業ならびに各種委託取次業、斡旋業、仲介業、受託業、請負業、コンサルタント業、リース業</p>	<p>(3) 出版業、広告業、通信販売業、写真業、印刷・複写業、クリーニング業、<u>コンビニエンスストア、</u>棚卸業、理容・美容業、宅配業、貨物運送取扱業、運転代行業ならびに各種委託取次業、斡旋業、仲介業、受託業、請負業、コンサルタント業、リース業</p>
<p>(4) 宝くじ受託販売、入場券、乗車船券、郵便切手、収入印紙、<u>商品券</u>の販売 (新設)</p>	<p>(4) 宝くじ受託販売、入場券、乗車船券、<u>はがき、郵便切手、収入印紙</u>の販売 (5) <u>商品券、その他の金券の買取および販売</u></p>
<p>(5) (条文省略)</p>	<p>(6) (現行どおり)</p>
<p>(6) (条文省略)</p>	<p>(7) (現行どおり)</p>
<p>(7) 喫茶店、飲食店、遊技場、スポーツ施設、宿泊施設、洗車場、プレイガイド、観光施設、文化教室、ガソリンスタンド、充電スタンドの経営 (新設)</p>	<p>(8) 喫茶店、飲食店、遊技場、スポーツ施設、宿泊施設、洗車場、プレイガイド、観光施設、<u>図書館、美術館、博物館、多目的ホール、</u>文化教室、ガソリンスタンド、充電スタンドの経営 (9) <u>動物、ペット用品、植物、園芸用品、肥料、農薬、毒物劇薬</u>の販売および農園経営</p>
<p>(8) ~ (14) (条文省略)</p>	<p>(10) ~ (16) (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(17) 保育施設の運営</p>
<p>(新設)</p>	<p>(18) 介護保険法に基づく居宅サービス、<u>介護保険法に基づく介護予防サービス、介護保険法に基づく施設サービス、介護保険法に基づく居宅介護支援の各事業</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(19) 人材紹介事業</p>
<p>(15) (条文省略)</p>	<p>(20) (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(21) 携帯電話の販売および受託販売ならびに同加入申込代理業</p>
<p>(新設)</p>	<p>(22) <u>衛星放送の受託機器</u>の販売および受託販売ならびに同加入申込代理業</p>
<p>(16) ~ (22) (条文省略)</p>	<p>(23) ~ (29) (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(30) 有価証券に関する投資および運用業務</p>
<p>(23) ~ (24) (条文省略)</p>	<p>(31) ~ (32) (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(自己の株式の取得) <u>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第8条～第14条 (条文省略)</p>	<p>第7条～第13条 (現行どおり)</p>
<p>(招集権者および議長) 第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長になる。</p>	<p>(招集権者および議長) 第14条 株主総会は、取締役会であらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長になる。</p>
<p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序によりほかの取締役が株主総会を招集し、議長になる。</p>	<p>2. 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序によりほかの取締役が株主総会を招集し、議長になる。</p>
<p>第16条～第43条 (条文省略)</p>	<p>第15条～第42条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関) <u>第43条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日) <u>第44条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u> 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>(剰余金配当の基準日) <u>第44条 当社の期末剰余金配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u> 2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(中間配当の基準日) <u>第45条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第46条 (条文省略)</p>	<p>第45条 (現行どおり)</p>

3. 日程

取締役会決議	平成27年5月13日(水)
株主総会開催日	平成27年6月22日(月)
定款変更の効力発生日	平成27年6月22日(月)

以上